



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 9 月 5 日 (月 曜 日) 第 337 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3
○行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“) 1		○民有林の保安林の指定…………… (“) 3
告 示		○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (“) 3
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境管理課) 3		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について (2件) …… (“) 4
		○都市計画の変更…………… (都市計画課) 4
		公 告
		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
		○入札公告…………… 5

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

別記様式第22号中 「医療機関の所在地及び名称 医療機関の長又は開設者の氏名	を 印	「医療機関の所在地及び名称 医療機関の長又は開設者の氏名 担当者の氏名及び連絡先
		に改める。」

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則 (昭和62年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「**〇**」を削る。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長

金 円

年 月 日付け第 号で通知した行旅病人 (行旅死亡人・同伴者)

取扱費用の繰替支弁金として次の書類を添えて上記のとおり請求します。

- 1 救護・取扱費用計算書
- 2 行旅病人等の救護又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の領収証の写し

口座振替申出

金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

担当者	
連絡先	

別記様式第5号中「**罫**」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅行病人及び旅行旅死亡人の取扱費用等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 576号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 形質変更時要届出区域
別図のとおり(都城市千町4836番15の一部)
(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

宮崎県告示第 577号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字古池5131-20、5135、5154、5155、5160、5162から5164まで、字広渡5198-2、字曾和田平5268-3、5268-9、5269、5271、5272、5274、5275-2、5275-13、5275-18、5275-22、5275-26、5275-27、5280、5281、5284、5286、字曾和田5318、5321-1、5321-4、5321-5、5321-8、5326-5、5327、5340-2、5351-2、5353、5359、5365-1、5365-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字曾和田平5269(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 578号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町瀧上字後山9862、9873-1、字山田9895、9896-1、9897、9915、9982、9983-1、9984-1、9987-1、9987-2、9987-8、9989-1、9990、10007、字弁分10041-1、10043、10048、10089-2、10102
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 579号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字越野尾222-1・字窪233-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 580号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字松之尾361-20(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 581号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第 400号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
串間市役所
安永正夫、安永繁、安永榮、井手喜美子、加藤勝之助、江藤太吉、江藤鐵雄、荒川喜一、荒川升太郎、荒川仲治、小笠峰夫、瀬口ソデ、瀬口留於久、川口公夫、川崎瀬吉、川崎忠太郎、竹下久左エ門、竹下久市、竹下重秋、竹下末行、中山ハツ、中山加太郎、中山久吉、中山政善、中山荘エ門、中山仲四郎、中山繁作、中山被夫、中川亀太郎、田中久太郎、榎田壽美男、野邊善吉、鈴木辰市、鈴木伊兵衛、鈴木喜市、鈴木久助、鈴木助義、鈴木政行、鈴木盛助、鈴木辰一、鈴木忠義、鈴木藤エ門、鈴木篤善、鈴木吉五郎、和田六兵衛
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 400号によること。

宮崎県告示第 582号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第 413号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年9月5日

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
串間市役所
鬼塚作太郎、鬼塚寅助、三浦吉十、三浦藤三郎、山下万吉、山崎市五郎、時任岩吉、時任三代吉、時任統、時任武利、神戸今朝太郎、神戸辰藏、川崎今朝太郎、川崎照男、中島十太郎、長岡甚三郎、渡會喜兵衛、渡會助市、鈴木久吉、鈴木寅藏
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 413号によること。

宮崎県告示第 583号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西都土木事務所並びに西都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
(1) 種類
西都都市計画道路
(2) 名称
3・5・5号山角坂元線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分
なし
(2) 削除する部分
西都市大字三宅字須先の一部

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第1296号	(株)木村工務店	木村 礼子	宮崎県日向市永江町3-118-1	一般	大工工事業、とび・土工工事業	令和4年7月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年7月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-29)第1296号	(株)木村工務店	木村 礼子	宮崎県日向市永江町3-118-1	特定	建築工事業	令和4年7月6日付けで廃業した旨の届け	令和4年7月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第4543号	(有)青野建設	青野 和義	宮崎県宮崎市大塚町窪田3228-1	一般	建築工事業	令和4年7月13日付けで廃業した旨の届け	令和4年7月13日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第9056号	(有)協坂建設	協坂 次生	宮崎県延岡市野地町4	一般	土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、	令和4年7月28日付けで廃	令和4年7月28日(全廃業)

			-2213-4		舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	業した旨の届け	
宮崎県知事許可(般-2)第10273号	(株)ヒュウガ化工	堀川 徹三	宮崎県延岡市土々呂町6-1618-1	一般	管工事業、機械器具設置工事業	令和4年7月15日付で廃業した旨の届け	令和4年7月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第10423号	(有)真和電機	鞭馬 真一	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3344-1	一般	電気工事業	令和4年7月7日付で廃業した旨の届け	令和4年7月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第1106号	(有)大和建設	大河原 順	宮崎県宮崎市大字小松968	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	令和4年7月26日付で廃業した旨の届け	令和4年7月26日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第2321号	(株)宇治野建設	宇治野 美秀	宮崎県宮崎市南町3-4-2	一般	管工事業	令和4年7月1日付で廃業した旨の届け	令和4年7月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第7568号	(有)緒方工業	緒方 崇	宮崎県西都市大字三宅2256-2	一般	左官工事業	令和4年7月27日付で廃業した旨の届け	令和4年7月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第8915号	河野板金工業(有)	河野 清見	宮崎県串間市大字西方4659	一般	建築工事業	令和4年7月13日付で廃業した旨の届け	令和4年7月13日(一部廃業)

入札公告

宮崎県森林クラウドシステム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和4年9月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 特定役務の種類 宮崎県森林クラウドシステム構築業務
- (2) 特定役務の特質等 宮崎県森林クラウドシステム構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種であること。
 - イ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者であること。

キ 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者であること。

ク 委託業務を円滑に遂行するための拠点(支店等を含む。)を県内に有する者であること。

ケ 地方公共団体情報システム機構のL GWAN-ASPサービスでのシステム導入実績があること。

コ 過去5年以内に国、都道府県又は市町村(これらを構成員とする団体を含む。)でのクラウド型GIS又は森林GIS(森林資源の管理を主要な目的とするGISをいう。)の構築業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、各構成員が(1)のAからキまでの資格要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかがクからコまでの資格要件を満たす者であること。

なお、共同企業体の構成員として参加した者は、単独又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

<p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋 通東 2 丁目10番 1 号 電話番号0985 (26) 7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 9 月 5 日から令和 4 年 9 月 13 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで ）とする。</p> <p>(3) その他 申請書は、県庁ホームページからダウンロードする ことができる。</p> <p>4 宮崎県森林クラウドシステム構築業務委託企画提案競技実施要 領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布 期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 電話番号0985 (26) 7159</p> <p>(2) 期間 令和 4 年 9 月 5 日から令和 4 年 9 月 21 日まで（土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>(3) その他 実施要領及び仕様書は、県庁ホームページからダウ ンロードすることができる。</p> <p>5 企画提案競技に関する質問</p> <p>(1) 質問 この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出 するものとする。 ア 提出期限 令和 4 年 9 月 26 日午後 5 時 イ 提出先 宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当 ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問書 （以下「質問書」という。）を電子メール（shinrin-keiei@ pref.miyazaki.lg.jp）で提出すること。</p> <p>(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。 ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から 3 日以内 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者へ電子メール で送付する。 イ その他 質問の内容が仕様書に関する重要な事項の場合は 、県庁ホームページにて回答を掲載することがある。</p> <p>6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技 参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当 (2) 提出期限 令和 4 年 9 月 21 日午後 5 時 (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれ と同等の手段に限る。）</p> <p>7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出先 宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当 (2) 提出期限 令和 4 年 10 月 5 日午後 5 時 (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれ と同等の手段に限る。）</p> <p>8 受託候補者の選定方法 資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審 査委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。</p> <p>9 企画提案の無効 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。 (1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。 (2) 参加申込書及び企画提案に虚偽の記載をしたとき。 (3) 同一者が 2 件以上の企画提案をしたとき。</p>	<p>(4) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。 (5) 見積書の金額、氏名、若しくは重要な文字の誤脱した、又は 不明な提案をしたとき。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反 したとき。</p> <p>10 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当</p> <p>11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機構（WTO）に 基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討 委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達 手続の停止等を行うことがある。 (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競 技に参加する者の負担とする。 (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service required: Construction of the Forest Cloud System for Miyazaki Prefectural Govern- ment (2) Proposal submission deadline: 5:00 p.m. 5 October, 2022 (3) Point of contact: Forest Management Division, Environm- ent and Forestry Department, Miyazaki Prefectural Govern- ment, 2-10-1 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miyaza- ki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL:0985-26-7159</p>
--	--